

# 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

## 1. 改正の趣旨

- 都道府県は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 54 条及び第 55 条第 2 項の規定により、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。以下同じ。）であって、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「令」という。）第 35 条で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めるとともに、当該営業を営もうとする者に対し、その営業の施設が当該基準に合うと認めるときは、許可をしなければならないこととされている。
- 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 66 条の 7 において、この都道府県が参酌する基準は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（令第 35 条第 2 号及び第 6 号に掲げる営業を除く。）に共通する事項について施行規則別表第 19、公衆衛生に与える影響が著しい営業ごとの事項について施行規則別表第 20 のとおりとされている。
- 今般、「食品の営業規制の平準化に関する検討会」において議論された、従業者が常駐せず、全自動調理機を用いて行う飲食店営業の実態を踏まえ、公衆衛生に与える影響が著しい営業に関する基準の見直しを行うため、施行規則について所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

- 施行規則別表第 19 の公衆衛生に与える影響が著しい営業（令第 35 条第 2 号及び第 6 号に掲げる営業を除く。）に共通する施設基準について、従業者が常駐しない施設については必要がない又は代替設備による対応が可能な規制を見直す。
- 施行規則別表第 20 の公衆衛生に与える影響が著しい営業ごとの施設基準について、従業者が常駐する施設において目視確認、感覚的な確認、消費者との対話等により行っている施設内の状況の把握など、従業者が常駐しない施設においては機器の機能等により補完して行う必要のある規制を追加する。
- その他所要の改正を行う。

## 3. 根拠条項

- 法第 54 条（法第 68 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）

## 4. 施行期日等

- 公布日：令和 7 年 5 月中旬（予定）
- 施行期日：令和 8 年 4 月 1 日